

湯沢町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、湯沢町議会基本条例（平成27年条例第36号）第23条の規定に基づき、湯沢町議会議員（以下「議員」という。）の町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する行動基準等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理観と自らの役割を自覚し、法令はもとより、次条から第8条までに規定する政治倫理基準等を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと。
- (2) 議員の権利又は地位を利用して不正と思われる行為をしないこと。
- (3) 町又は町が資本金、その他これらに準じるものを出資している法人若しくは町の施設の指定管理者が行う許可、請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り扱いをするような働きかけをしないこと。
- (4) 町の職員（非常勤嘱託職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）に対し、議員の権限又は地位による影響力を行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。
- (5) 町の職員の採用、昇格、異動その他人事に関して推薦又は紹介をしないこと。

(町税等の納税義務の履行)

第4条 議員は、町民の代表であることを自覚し、自らの責に係る町税等(使用料等も含む)の納付義務を誠実に履行しなければならない。

2 議員は、毎年5月末日付で町税等の納税証明書等を議長に提出しなければならない。

(町との請負契約等に関する兼業の禁止)

第5条 議員は地方自治法（以下「法」という。）第92条の2の規定により町を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に対して、請負をする者及びその支配人及び主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役等には就任できない。

(町有施設管理運営受託団体等の役員への就任の禁止)

第6条 議員は、町有施設の管理運営受託団体（指定管理者も含む）の正副代表者、理事、監事及び役員等には就任してはならない。ただし、現に就任している場合は、現契約の満了をもって退任するものとする。

(町からの補助金、助成金交付団体の役員への就任の禁止)

第7条 議員は、町等から補助金及び助成金を受領している団体等の役員に就任してはならない。ただし、現在その組織の正副会長、顧問、理事、監事及び役員等に就任している場合はその任期満了をもって退任するものとする。

2 一般会員としての団体への加入については、これを認める。

3 例外として、会員等が少数のため順送りで就任が義務付けられているような団体の役員への就任及び非営利団体的組織において、議長等がその職名を持って、その組織の正副会長、顧問、理事、監事及び役員等に就任する場合は、全員協議会に諮って決定することとする。

(代表就任の届出)

第8条 議員は、法人その他団体の代表（以下「団体の代表」という。）に就任しないよう努めるものとする。

2 議員は、やむを得ない事情により、団体の代表に就任しようとするときは、速やかに議長にその旨を届け出るものとする。辞任したときも同様とする。

3 新たに選挙された議員で、団体の代表に就任しているものは、その旨を議長に報告するものとする。

(審査の請求)

第9条 議員は、他の議員が第3条及び第5条から第8条までに反する行為をした疑いがあるときは、3人以上の議員の連名で、疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる。

2 前条の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条から第14条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

(審査会の設置等)

第10条 議長は、前条の規定により審査の請求があったときは、湯沢町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

2 審査会の委員は、5人以内とし、審査を請求した議員（以下「請求議員」という。）及び審査の対象となる議員（以下「被請求議員」という。）を除き、議長が、議会運営委員会に諮り、議員の中から選任する。

- 3 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 4 審査会の委員の任期は、次条第6項の規定により審査会が審査の結果を議長に報告したときまでとする。

(審査会の審査等)

- 第11条 審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の在否を審査する。
- 2 審査会は、委員長が招集する。
 - 3 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 審査会は、審査を行うに当たり、請求議員、被請求議員及び関係者に対し、聴取り等の必要な調査を行うことができる。
 - 5 審査会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 審査会は、審査の結果を議長に報告するものとする。
 - 7 審査会の会議は、公開することを原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(審査結果の通知、弁明及び公表)

- 第12条 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告をうけたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。
- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。
 - 3 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その要旨を湯沢町議会だより及び湯沢町議会ホームページに掲載し公表するものとする。
この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

(審査結果の措置及び公表)

- 第13条 議長は、審査の結果を受け、政治倫理基準に反する行為をしたと認められる議員に対して、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。
- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
 - (2) 議会の役職の辞任勧告を行うこと。
 - (3) 一定期間の出席自粛勧告を行うこと。
 - (4) この条例の規定を遵守させるための警告を行うこと。
 - (5) 各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。
- 2 議長は、前項の規定による措置を講じたときは、その要旨を湯沢町議会だより及び湯沢町議会ホームページに掲載し公表するものとする。

(準用)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、湯沢町議会委員会条例（平成3年条例第19号）を準用する。

附 則

この条例は、次の一般選挙による議員の任期の開始の日から施行する。